

医療福祉拠点の進捗状況について

1. 医療福祉拠点としての利活用方針（案） H27.12.14 常任委員会資料 参照

○医療福祉拠点が備えるべき2つの機能

- ・在宅医療福祉を推進するための医療福祉センター機能
- ・医療福祉関係の人材養成機能

○利活用の具体的方針（案）

(1)対象区域とその活用方針

- ①県庁別館・第二別館、②旧体育文化館 → 現状有姿により事業者引渡
- ③滋賀県教育会館 → ①②区域と一体のものとして活用する前提で調整

(2)事業方式

賃貸借方式、または、土地売却方式

(3)活用事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

2. 現状・課題と対応状況

(1)対象区域について

(現状・課題)

- 対象区域③について、(一財)滋賀県教育会館に対して、行政財産の目的外使用許可をしており(期限 平成29年3月31日)、当該敷地の返還について、同財団との話し合いをしているところ。

(対応状況)

- 当該敷地を医療福祉拠点として活用することについて、その趣旨を理解いただいているが、返還に当たっては、一般財団法人としての事業の維持・継続に向けて、様々な課題があり、その対応について検討されている。

(2)事業方式、活用方針について

(現状・課題)

- 事業方式について、当初(案)では、「賃貸借方式、または、土地売却方式」とするとともに、その活用方針として、対象区域①県庁別館・第二別館および②旧体育文化館については、「現状有姿により事業者へ引渡」としていたが、建物の解体について再検討しているところ。

(対応状況)

- 「土地売却方式」による場合、売却代金から建物解体費用を控除することで、「現状有姿」での引渡しが可能であるが、「賃貸借方式」による場合、不動産取引では、土地所有者（県）において更地にして賃貸することが通例である（県が解体費用を負担）。
- 「土地売却方式」と「賃貸借方式」を選択可能とするためには、建物の解体は県で実施し、更地の状態で事業者に引き渡すことが必要である。県で建物を解体することにより、当該土地および建物に係る不測の事態における事後的な問題発生リスク軽減することにもつながる。

3. 今後の予定

- 今年度は、教育会館との話し合いや、事業方式（土地売却方式や賃貸借方式）など公募に向けての課題整理を進めることとし、事業者公募については、来年度の早い時期を目途に進めていく（運用開始は平成 32 年度）。
- なお、来年度の事業者公募に向け、今年度は、広く事業者ニーズを確認して公募要項（素案）の作成までを実施することとし、より現実的かつ最適な条件による公募の準備を行うこととする。

○ 医療福祉拠点が備えるべき2つの機能

(1) 在宅医療福祉を推進するための医療福祉センター機能

昨年11月に「滋賀の医療福祉拠点機能検討会議」を設置して、関係者から意見聴取を行うとともに、関係団体のヒアリングも実施し、拠点に必要な機能について以下の4点に整理。

- ① 多様な医療福祉専門職が集う連携強化・人材育成機能
- ② 住民との双方向性を備えた情報発信・交流機能
- ③ 災害対策における多職種間連携機能
- ④ 多団体が集約した事務所機能

(2) 医療福祉関係の人材養成機能

① 医療福祉専門職の養成機能

リハビリ専門職を中心とした医療福祉専門職の養成を行う
大学等の高等教育機関の設置

② 県民、関係団体向けの学習、情報発信、交流機能

県民の医療福祉の向上を目的とした県民や関係団体向けの
公開講座や情報提供、交流の場の提供

○ 利活用の具体的方針(案)

(1) 対象区域とその活用方針

- ① 県庁別館・第二別館 → 現状有姿により事業者により物件を引き渡す。
- ② 旧体育文化館 → 現状有姿により事業者により物件を引き渡す。ただし、備品等の記憶保存を条件とする。
- ③ 滋賀県教育会館 → 上記二区域と一体のものとして活用する前提で調整を進める。

(2) 事業方式 賃貸借方式、または、土地売却方式(3) 活用事業者の選定方法 公募型プロポーザル方式

(4) 土地の利用条件

- ① 医療福祉センター機能を有する事業 ② リハビリテーション専門職その他の人材養成機能を有する事業
- ③ 新たに人を集め、賑わいの創出により、平日昼間や休日の人通りを増加させる事業
- ④ 県庁や周辺の緑あふれる豊かな公共空間に配慮した事業
- ⑤ 駅・県庁周辺エリアの在勤者・在住者・利用者等の利便性を高める事業